

<p>○ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律</p> <p>(平成十九年法律第四十八号)</p>	<p>○ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五條第十一項の農山漁業振興等施設を定める政令</p> <p>(令和四年政令第二百九十八号)</p>	<p>○ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則</p> <p>(平成十九年農林水産省令第六十五号)</p>
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「定住等」とは、農山漁村における定住及び都市の住民がその住所のほか農山漁村に居所を有することをいう。</p> <p>2 この法律において「地域間交流」とは、都市の住民の農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流をいう。</p> <p>3 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。</p> <p>一 耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三條第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。）</p> <p>二 木竹の集団的な生育に供される土地（主として農用地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地を除く。以下「林地」という。）</p> <p>三 第五條第二項第二号に規定する活性化事業の用に供される土地及び開発して当該活性化事業の用に供されることが適当な土地（前二号に掲げる土地を除く。）</p> <p>四 前三号に掲げる土地のほか、これらの土地との一体的な利用に供されることが適当な土地</p> <p>(地域)</p> <p>第三条 この法律による措置は、次に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。</p>		

一 農用地及び林地（以下「農林地」という。）が当該地域内の土地の相当部分を占めていることその他当該地域の土地利用の状況、農林漁業従事者数等からみて、農林漁業が重要な事業である地域であること。

二 当該地域において定住等及び地域間交流を促進することとが、当該地域を含む農山漁村の活性化にとつて有効かつ適切であると認められること。

三 既に市街地を形成している区域以外の地域であること。

（基本方針）

第四条 農林水産大臣は、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 定住等及び地域間交流の促進の意義及び目標に関する事項

二 定住等及び地域間交流の促進のための措置を講ずべき地域の設定に関する基本的事項

三 定住等及び地域間交流の促進のための施策に関する基本的事項

四 次条第一項に規定する活性化計画の作成に関する基本的事項

五 前各号に掲げるもののほか、定住等及び地域間交流の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、国土交通大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（活性化計画の作成等）

第五条 都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該都道府県又は市町村の区域内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画（以下「活性化計画」という。）を作成することができる。

2 活性化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 活性化計画の区域
 - 二 前号の区域において定住等及び地域間交流を促進するために必要な次に掲げる事業（以下「活性化事業」という。）に関する事項
 - イ 農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業であつて、定住等の促進に資するもの
 - ロ 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業
 - ハ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業
 - ニ 農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業であつて、定住等及び地域間交流の促進に資するもの
 - ホ その他農林水産省令で定める事業
 - 三 活性化事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項
 - 四 計画期間
- 3 活性化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。
- 一 活性化計画の目標
 - 二 前項第二号及び第三号に掲げる事項に係る他の地方公共団体との連携に関する事項
 - 三 その他農林水産省令で定める事項

（活性化計画の目標を達成するために必要な事業）

第一条 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項第二号ホの農林水産省令で定める事業は、農林漁業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用を確保するための事業その他農林水産大臣の定める事業とする。

（活性化計画の記載事項）

第二条 法第五条第三項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 活性化計画の名称
- 二 活性化計画の区域の面積
- 三 活性化事業に関連して実施される事業に関する事項
- 四 法第五条第五項の規定により活性化計画に農林漁業団体等（同項に規定する農林漁業団体等をいう。次号において同じ。）が実施する市民農園（平成二年法律第四十四号）第二条第二項に規定する市民農園をいう。以下この号において同じ。）の整備に関する事業を記載する場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 市民農園の用に供する土地の所在、地番及び面積

- 4 活性化計画には、第二項各号に掲げる事項のほか、活性化事業の実施に関する次に掲げる事項を記載することができらる。
- 一 当該活性化事業の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

ロ 市民農園の用に供する農地の位置及び面積並びに市民農園整備促進法第二条第二項第一号に掲げる農地のいずれに属するかを別

ハ 市民農園施設（市民農園整備促進法第二条第二項第二号に規定する市民農園施設をいう。以下ハにおいて同じ。）の位置及び規模その他の市民農園施設の整備に関する事項

二 市民農園の開設の時期

五 法第五条第五項の規定により活性化計画に農林漁業団体等が実施する多面的機能発揮促進事業（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第三条第三項に規定する多面的機能発揮促進事業をいう。以下この号において同じ。）を記載する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 多面的機能発揮促進事業の目標

ロ 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

ハ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第三条第三項第一号に掲げる事業を実施する場合にあつては、当該事業に係る施設の所在及び種類並びに当該施設の管理に関し行う同号イに掲げる活動又は同号ロに掲げる活動の別及び当該活動の内容

ニ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第三条第三項第二号に掲げる事業を実施する場合にあつては、当該事業に係る農業生産活動の内容及び当該農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動の内容

ホ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第三条第三項第三号に掲げる事業を実施する場合にあつては、当該事業に係る自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容及び当該生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容

ヘ 多面的機能発揮促進事業の実施期間

六 活性化計画の目標の達成状況についての評価に関する事項

七 その他農林水産大臣が必要と認める事項

- 二 当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあつては、当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容
- 三 その他農林水産省令で定める事項

5 第二項第二号及び第三号並びに前項各号に掲げる事項には、当該活性化計画を作成する都道府県又は市町村が実施する事業又は事務（以下「事業等」という。）に係るものを記載するほか、必要に応じ、定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業者の組織する団体若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二條第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれ

（活性化事業の実施に関して活性化計画に記載すべき事項）
 第三條 法第五條第四項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 転用の時期
 - ロ 転用することによつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要
 - ハ 当該土地が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八條第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の土地である場合にあつては、第七條各号に掲げる要件に該当する旨及びその理由
- 二 その他参考となるべき事項
 - 一 活性化事業の用に供するため開発行為（農業振興地域の整備に関する法律第十五條の二第一項に規定する開発行為をいう。第六條第一項第二号において同じ。）を行う場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該土地を農用地等（農業振興地域の整備に関する法律第三條に規定する農用地等をいう。以下同じ。）以外の用に供する場合にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 第七條第一号イからチまでに掲げる要件に該当する旨及びその理由
 - (2) その他参考となるべき事項
 - ロ 当該土地を農用地等の用に供する場合にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
 - (2) 当該開発行為により第七條第二号イからハまでに規定する事態が生ずることを防止するための措置の概要
 - (3) その他参考となるべき事項

（農林漁業者の組織する団体又は特定非営利活動法人に準ずる者）

らに準ずる者として農林水産省令で定めるもの（都道府県が作成する活性化計画にあつては、当該都道府県と共同して活性化計画を作成する市町村以外の市町村を含む。以下「農林漁業団体等」という。）が実施する事業等に係るものを記載することができる。

6 前項の規定により活性化計画に農林漁業団体等が実施する事業等に係る事項を記載しようとする都道府県又は市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該農林漁業団体等の同意を得なければならない。

7 定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業団体等は、当該事業等を実施しようとする地域をその区域に含む都道府県又は市町村に対し、当該事業等を含む活性化計画の案の作成についての提案をすることができる。

8 前項の都道府県又は市町村は、同項の提案を踏まえた活性化計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした農林漁業団体等に通知しなければならない。

9 都道府県又は市町村は、活性化計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該活性化計画に記載する事項について当該協議会における協議をしなければならない。

10 活性化計画には、第二項各号に掲げる事項のほか、当該活性化計画を作成する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（活性化事業の実施のため行う農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）及びこれと併せ行う当該所有権の移転等を円滑に推進する

第四条 法第五条第五項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 一般社団法人又は一般財団法人

二 都道府県又は市町村が資本金の二分の一以上を出資している株式会社であつて、定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業を実施するもの

三 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第二条第一項に規定する労働者協同組合

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人

五 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、農山漁村の活性化を図るための活動を行うことを目的とするもの

六 前各号に掲げるもののほか、定住等及び地域間交流を促進する観点から必要と認められる事業又は事務を実施する者として、都道府県知事又は市町村長が指定したものの

ために必要な農林地についての所有権の移転等を促進する事業をいう。以下同じ。) に関する次に掲げる事項を記載することができる。

一 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針
方法

三 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法

四 その他農林水産省令で定める事項

11 活性化計画(第四項各号に掲げる事項(当該活性化事業の用に供する土地が農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)であり、当該活性化事業の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにするに当たり、農地法第四条第一項の許可を受けなければならないもの、当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内の土地であり、当該活性化事業の用に供することを目的として、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する開発行為を行うに当たり、同項の許可を受けなければならないもの又は当該活性化事業の用に供する土地が市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。以下同じ。)内の土地であり、当該活性化事業の用に供することを目的として、農林漁業の振興を図るための施設その他の当該活性化事業により整備される施設(第二項第二号イ又はハに規定するものであつて政令で定めるものに限る。以下「農林漁業振興等施設」という。)の建築(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第十三号に規定する建築をいう。)の用に供する目的で行う都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為(以下「特

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第十一項の政令で定める施設は、その敷地である土地の区域の周辺における農林漁業の振興に寄与するとともに、当該区域の周辺における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障を生ずるおそれがないもの

(農林地所有権移転等促進事業に関して活性化計画に記載すべき事項)

第五条 法第十条第十号の農林水産省令で定める事項は、農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地についての所有権の移転等(同項に規定する所有権の移転等をいう。以下同じ。)に係る法律関係に関する事項(同項第二号及び第三号に掲げる事項を除く。)とする。

「定開発行為」という。)若しくは農林漁業振興等施設を新築し、若しくは建築物(建築基準法第二条第一号に規定する建築物をいう。)を改築し、若しくはその用途を変更して農林漁業振興等施設とする行為(以下「建築行為等」という。)を行うに当たり、都市計画法第二十九条第一項若しくは第四十三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。以下この条において同じ。)が記載されたものに限る。)は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

として農林水産大臣及び国土交通大臣が定める農林水産物等(農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものをいう。)の販売施設とする。

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第十一項の農林漁業振興等施設を定める政令の農林水産大臣及び国土交通大臣が定める農林水産物等の販売施設を定める件
(令和4年農林水産省・国土交通省告示第二号)

(定義)

第一条 この告示において「市街化調整区域」、「建築」又は「建築物」とは、それぞれ農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)第五条第十一項に規定する市街化調整区域、建築又は建築物をいう。

2 この告示において「農林水産物等」とは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第十一項の農林漁業振興等施設を定める政令に規定する農林水産物等をいう。

(農林水産大臣及び国土交通大臣が定める農林水産物等の販売施設)

第二条 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第十一項の農林漁業振興等施設を定める政令の農林水産大臣及び国土交通大臣が定める農林水産物等の販売施設は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 農林漁業者等(農林漁業者又はその組織する団体をいう。以下この号において同じ。)が農林水産物等及びその加工品を主として一般消費者に販売する事業であつて、次のいずれにも該当するものの用に供するために当該農林漁業者等が整備するものであること。

イ 農林水産物等及びその加工品の年間売上高又は年間販売数量(以下この号及び次号において「年間売上高等」という。)のうち農林水産物等の加工品の年間売上高等の占める割合が、二十パーセント以下であること。

ロ 農林水産物等及びその加工品の年間売上高等のうち農林漁業者等が自らの生産(農林水産物等を新商品

の原材料として利用するために必要な圧縮、運搬、乾燥、こん包、収集、切断、脱水、破碎、粉碎、分別及び保管を含む。以下この号及び次号において同じ。）に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて生産する加工品以外の農林水産物等の加工品の年間売上高等の占める割合が、五パーセント以下であること。

二 農林水産物等の年間売上高等のうちに当該施設の用に供する土地を含む市街化調整区域（当該土地が所在する市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）の区域及び同一都道府県内の当該市町村に隣接する市町村の区域に限る。）における生産に係る農林水産物等の年間売上高等の占める割合が、七十パーセント以上であること。

三 売場面積（同一敷地内において二以上の建築物の建築又は用途の変更を行う場合にあつては、その売場面積の合計。次号において同じ。）が、二百平方メートル以下であること。

四 床面積（同一敷地内において二以上の建築物の建築又は用途の変更を行う場合にあつては、その床面積の合計）から売場面積を除いた面積が、当該売場面積の五十パーセント以下であること。

一 第四項第一号に規定する土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に定められた土地利用に支障を及ぼすおそれがないと認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。

二 当該活性化計画の内容が、当該活性化計画の区域内にある土地の農林業上の利用と他の利用との調整に留意して活性化事業の用に供する土地を確保するとともに、当該土地の周辺の地域における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定められていること。

12 活性化計画に第四項各号に掲げる事項又は第十項各号に掲げる事項を記載しようとする市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成する市町村を除く。）は、これらの事項のうち第四項各号に掲げる事項並びに第十項第二号及び第三号に掲げる事項については、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

（都道府県知事等に提出する活性化計画の添付書類）

第六条 活性化計画に法第五条第四項各号に掲げる事項を記載しようとする市町村（都道府県と共同して活性化計画を作成する市町村を除く。）は、法第五条第十二項の同意（当該事項に係るものに限る。）を得ようとする場合にあつては、当該活性化計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。

一 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合にあつては、次に掲げる書類

イ 当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図

及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

ロ 当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあっては、当該施設及び当該施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

ハ 当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があつたことを証する書面

ニ 当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合にあっては、そのことを明らかにする図面

ホ その他参考となるべき書類

二 活性化事業の用に供するため開発行為を行う場合にあっては、次に掲げる書類

イ 当該開発行為を行う土地の位置及びその付近の状況を明らかにした図面

ロ 当該開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、当該開発行為を行う土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面

ハ その他参考となるべき書類

三 活性化事業の用に供するため法第五条第十一項に規定する特定開発行為を行う場合にあっては、次に掲げる書類

イ 当該特定開発行為を行う区域（以下この号において「特定開発区域」という。）の位置を表示した地形図

ロ 地形、特定開発区域の境界並びに特定開発区域内及び特定開発区域の周辺の公共施設を表示した現況図

ハ 特定開発区域の境界、公共施設の位置及びおおむねの形状並びに当該特定開発行為を行う建築物の敷地のおおむねの形状を表示した土地利用計画概要図

ニ その他参考となるべき書類

四 活性化事業の用に供するため法第五条第十一項に規定する建築行為等を行う場合にあっては、次に掲げる書類

イ 方位、当該建築行為等を行う建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示した付近見取図

ロ 当該建築行為等を行う建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示した敷地現況図

ハ その他参考となるべき書類

2 前項に規定する市町村が農地法（昭和二十七年法律第二

都道府県知事は、前項の規定による協議があつた場合において、第四項各号に掲げる事項について、次に掲げる要件に該当するものであるときは、前項の同意をするものとする。

一 第四項第一号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該土地が農地であり、かつ、農地である当該土地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第六項（第一号イに係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

ロ 当該土地が農地であり、かつ、農地法第四条第六項第一号イに掲げる農地である当該土地を農地以外のものにする場合にあつては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該活性化事業の目的を達成することができることと認められないこと。

ハ 当該土地が農用地区域内の土地である場合にあつては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることとする。

百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村（以下「指定市町村」という。）である場合における前項の規定の適用については、同項中「に次に」とあるのは、「に第二号から第四号までに」とする。

3 第一項に規定する市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（第五項において「指定都市等」という。）である場合における第一項の規定の適用については、同項中「に次に」とあるのは、「に第一号又は第二号に」とする。

4 第一項の規定は、都道府県（指定市町村と共同して当該活性化計画を作成する都道府県を除く。）が法第五条第二十二項の同意を得ようとする場合について準用する。この場合において、第一項中「に次に」とあるのは、「に第一号に」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は、都道府県（指定都市等と共同して当該活性化計画を作成する都道府県を除く。）が法第五条第二十四項の同意を得ようとする場合について準用する。この場合において、第一項中「に次に」とあるのは、「に第三号又は第四号に」と読み替えるものとする。

6 前各項の規定は、活性化計画の変更について準用する。

（活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件）

他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

第七條 法第五條第十三項第一号ハ（同條第二十三項及び第二十五項（これらの規定を同條第二十八項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合並びに同條第二十八項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 法第五條第四項第一号に規定する土地を農用地等以外の用に供する場合にあつては、当該土地が次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該土地が存する農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六條第一項の規定により指定された地域をいう。第十三條第一号において同じ。）における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適當であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

ロ 当該土地を活性化事業の用に供することにより、農用地区域内における地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九條第一項に規定する地域計画をいう。第十三條第二号において同じ。）の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ハ ロに掲げるもののほか、当該土地を活性化事業の用に供することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ニ 当該土地を活性化事業の用に供することにより、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ホ 当該土地を活性化事業の用に供することにより、農用地区域内の農業振興地域の整備に関する法律第三條第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ヘ 当該土地を法第五條第二項第二号イからハまで及びホに掲げる事業の用に供する場合にあつては、当該土地が農業振興地域の整備に関する法律第十條第三項第二号に規定する事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過した土地であること。

ト 当該土地を法第五条第二項第二号二に掲げる事業の用に供する場合にあっては、当該土地が次のいずれにも該当するものであること。

(1) 当該土地が農業振興地域の整備に関する法律第十条第三項第二号に掲げる土地のうち農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第四条の三第一号ロからニまでのいずれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものであること。

(2) 当該土地が農業振興地域の整備に関する法律第十条第三項第二号に掲げる土地のうち農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の三第一号イ又はホのいずれかに該当する事業が現に施行されている区域内にある土地を含む場合にあっては、あらかじめ、当該事業の施行者から活性化事業の実施について同意が得られていること。

チ 当該土地が土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。第十三条第八号において同じ。）の存続期間が満了しているものであること。

二 法第五条第四項第一号に規定する土地を農用地等の用に供する場合にあっては、当該土地が次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該土地を活性化事業の用に供することにより、当該土地を農用地等として利用することが困難となるおそれがないこと。

ロ 当該土地を活性化事業の用に供することにより、当該土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがないこと。

ハ 当該土地を活性化事業の用に供することにより、当該土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

築行為等が当該特定開発行為を行う土地又は当該建築行為等に係る農林漁業振興等施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域（都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域をいう。）内において行うことが困難又は著しく不適當と認められること。

14 都道府県知事は、第四項第一号に規定する土地の全部又は一部が農地（当該活性化事業の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにするに当たり、農地法第四条第一項の許可を受けなければならないものに限る。次項及び第二十二項において同じ。）である活性化計画について第十二項の規定による協議があった場合において、同項の同意をしようとするときは、あらかじめ、第四項各号に掲げる事項について農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

15 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（同項の協議に係る農地の全部又は一部が三十アールを超える農地であるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合については、この限りでない。

16 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第十四項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

17 活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記載しようとする市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村（以下「指定市町村」という。）である場合における第十一項から第十三項までの規定の適用については、第十一項中「要件」とあるのは「要件及び第十三項第一号に掲げる要件（同号イ及びロに係るものに限る。）」と、第十二項中「に第四項各号に掲げる事項」とあるのは「に第四項各号に掲げる事項（当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であり、当該活性化事業の用に供することを目的として、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する開発行為を行うに当たり、同項の許可を受けな

ければならないもの又は当該活性化事業の用に供する土地が市街化調整区域内の土地であり、当該活性化事業の用に供することを目的として、特定開発行為若しくは建築行為等を行うに当たり、都市計画法第二十九条第一項若しくは第四十三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。」と、第十三項第一号中「次に」とあるのは「ハに」とする。

18 第十四項から第十六項までの規定は、指定市町村が活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記載しようとする場合について準用する。

19 活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記載しようとする市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（以下「指定都市等」という。）である場合における第十一項から第十三項までの規定の適用については、第十一項中「要件」とあるのは「要件及び第十三項第二号に掲げる要件」と、第十二項中「に第四項各号に掲げる事項」とあるのは「に第四項各号に掲げる事項（当該活性化事業の用に供する土地が農地であり、当該活性化事業の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにするに当たり、農地法第四条第一項の許可を受けなければならないもの又は当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であり、当該活性化事業の用に供することを目的として、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する開発行為を行うに当たり、同項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」と、第十三項中「について、次に」とあるのは「について、第一号に」とする。

20 都道府県が作成する活性化計画（第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）は、第十一項各号に掲げる要件のほか、第十三項各号に掲げる要件に該当するものではない。

21 第十四項から第十六項までの規定は、都道府県が活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記載しようとする場合について準用する。この場合において、第十四項中「土地の」とあるのは、「土地（指定市町村の区域内の土地を除く。）の」と読み替えるものとする。

22 活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記載しようとする都道府県（指定市町村と共同して当該活性化計画を作成

する都道府県を除く。)は、当該活性化計画を作成しようとする場合において、当該活性化計画に記載された同項第一号に規定する土地(指定市町村の区域内の土地に限る。)が農地であるときは、当該事項について、あらかじめ、当該指定市町村の長に協議し、その同意を得なければならない。

23 第十三項から第十六項までの規定は、指定市町村の長が前項の同意をしようとする場合について準用する。この場合において、第十三項中「について、次に掲げる要件」とあるのは、「について、第一号に掲げる要件(同号イ及びロに係るものに限る。)」と読み替えるものとする。

24 活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記載しようとする都道府県(指定都市等と共同して当該活性化計画を作成する都道府県を除く。)は、当該活性化計画を作成しようとする場合において、当該活性化計画に記載された同項第一号に規定する土地(指定都市等の区域内の土地に限る。)が市街化調整区域内の土地(当該活性化事業の用に供することを目的として、特定開発行為又は建築行為等を行うに当たり、都市計画法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の許可を受けなければならないものに限る。)であるときは、当該事項について、あらかじめ、当該指定都市等の長に協議し、その同意を得なければならない。

25 第十三項の規定は、指定都市等の長が前項の同意をしようとする場合について準用する。この場合において、第十三項中「について、次に」とあるのは、「について、第二号に」と読み替えるものとする。

26 活性化計画は、過疎地域持続的発展計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

27 都道府県又は市町村は、活性化計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県にあつては関係市町村(都道府県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。)に、市町村(都道府県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。)にあつては都道府県に、当該活性化計画の写しを送付しなければならない。

28 第六項から第九項まで、第十二項から第十九項まで、第二十一項から第二十五項まで及び前項の規定は、活性化計

画の変更について準用する。

(協議会)

第六条 活性化計画を作成しようとする都道府県又は市町村は、活性化計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 活性化計画を作成しようとする都道府県又は市町村
- 二 当該都道府県又は市町村の区域内において活性化事業を実施しようとする農林漁業団体等
- 三 当該都道府県又は市町村の区域内の関係農林漁業者及びその組織する団体、関係住民、学識経験者その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(交付金の交付等)

第七条 活性化計画を作成した都道府県又は市町村は、次項の交付金を充てて当該活性化計画に基づく事業等の実施(農林漁業団体等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。同項において同じ。)をしようとするときは、当該活性化計画を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 国は、前項の都道府県又は市町村に対し、同項の規定により提出された活性化計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、農林水産省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(農林水産大臣に提出する活性化計画の添付書類)

第八条 都道府県又は市町村は、法第七条第一項の規定により農林水産大臣に活性化計画を提出する場合には、当該活性化計画に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面
- 二 次条第一項の規定により法第七条第二項の交付金の額の限度を算出するために必要な資料

(交付金の交付の方法等)

第九条 法第七条第二項の交付金は、活性化計画を提出した都道府県又は市町村ごとに交付するものとし、その額は、農林水産大臣の定めるところにより算出された額を限度とする。

2 法第五条第二項第二号イに掲げる事業(国又は都道府県が実施するものを除く。)のうち、農業用排水施設、農業

3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（所有権移転等促進計画の作成等）

第八条 第五条第十項各号に掲げる事項が記載された活性化計画を作成した市町村は、農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

2 所有権移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する者が所有権の移転等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について所有権の移転等を行う者の氏名又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

五 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける地上権、賃借権又は使用貸借による権利の種類、内容（土地の利用目的を含む）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあっては地代又は借賃及びその支

用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、管理、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、交換分合、客土又は暗きよ排水については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業として行われる場合に限り、法第七条第二項の交付金の交付の対象となるものとする。

3 前条及び前二項に定めるもののほか、交付金の交付の対象となる事業又は事務、交付金の交付の手續、交付金の経理その他の必要な事項については、農林水産大臣の定めるところによる。

（所有権移転等促進計画についての農業委員会の決定）

第十条 農業委員会は、法第八条第一項の規定により所有権移転等促進計画について決定をしようとするときは、農用地の権利移動が適切に行われることを旨として、当該決定に要する期間その他活性化計画の円滑な達成を図るために必要な事項につき適切な配慮をするものとする。

六 別の方法
その他農林水産省令で定める事項

3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 所有権移転等促進計画の内容が活性化計画に適合するものであること。

二 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。

三 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に定められた土地利用に支障を及ぼすおそれがないと認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。

四 所有権移転等促進計画の内容が、活性化計画の区域内にある土地の農林業上の利用と他の利用との調整に留意して活性化事業の用に供する土地を確保するとともに、当該土地の周辺の地域における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定められていること。

五 前項第二号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る前

(所有権移転等促進計画に定めるべき事項)

第十一条 法第八条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八条第二項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地についての所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)

二 法第八条第二項第一号に規定する者が所有権の移転等を受ける土地の全部又は一部が農用地であり、かつ、当該所有権の移転等の後における土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあっては、次に掲げる事項

イ 法第八条第二項第一号に規定する者の農業経営の状況

ロ その他参考となるべき事項

項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあっては、農地法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

ロ 当該土地が農用地以外の土地である場合にあっては、前項第一号に規定する者が、所有権の移転等が行われた後において、当該土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められること。

4 第五条第十五項及び第十六項の規定は、農業委員会が第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地（当該農用地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。以下この条において同じ。）である所有権移転等促進計画について第一項の決定をしようとするときについて準用する。この場合において、第五条第十五項中「同項の協議に係る農地」とあるのは、「当該所有権移転等促進計画に係る農用地」と読み替えるものとする。

5 市町村は、第一項の規定により所有権移転等促進計画を定めようとする場合において、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地であるときは、当該所有権移転等促進計画について、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。

（所有権移転等促進計画の承認手続）

第十二条 市町村（指定市町村を除く。）は、法第八条第五項の規定により所有権移転等促進計画について承認を受けようとするときは、その申請書に当該所有権移転等促進計画及び次に掲げる書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した書面

イ 土地の転用の時期及び転用の目的に係る施設の概要

ロ 土地を転用することによって生ずる付近の農用地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

二 土地の位置を示す地図

三 その申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

四 その申請に係る農用地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（当該土地改良区に対して意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

五 法第八条第二項第二号に規定する土地が農用地区域内

都道府県知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該所有権移転等促進計画の内容が第二項第二号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであるときは、前項の承認をするものとする。

一 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当する場合にあつては、同条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 当該土地が農地法第五条第二項第一号に掲げる農地又は採草放牧地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が同条第一項本文に規定する場合に該当する場合にあつては、当該農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該活性化事業の目的を達成することができると認められないこと。

三 当該土地が農用地区域内の土地である場合にあつては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

の土地である場合にあつては、次条各号に掲げる要件に該当する旨及びその理由

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 都道府県知事は、法第八条第五項の規定による承認をしようとするときは、農用地の転用のための権利移動が適切に行われることを旨として、当該承認に要する期間その他活性化計画の円滑な達成を図るために必要な事項につき適切な配慮をするものとする。

（農林地所有権移転等促進事業の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件）

第十三条 法第八条第六項第三号の農林水産省令で定める要件は、同条第二項第二号に規定する土地の利用目的が農用地等以外の用に供するためのものである場合にあつては、当該土地が次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 当該土地が存する農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

二 当該土地を農林地所有権移転等促進事業の用に供することにより、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

三 前号に掲げるもののほか、当該土地を農林地所有権移転等促進事業の用に供することにより、農用地区域内に

おける農用地の集団化、農作業の効率化その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

四 当該土地を農林地所有権移転等促進事業の用に供することにより、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

五 当該土地を農林地所有権移転等促進事業の用に供することにより、農用地区域内の農業振興地域の整備に関する法律第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

六 当該土地を農林地所有権移転等促進事業の用に供する場合（当該土地の利用目的が法第五条第二項第二号イからハまで及びホに掲げる事業の用に供するためのものである場合に限る。）にあつては、当該土地が農業振興地域の整備に関する法律第十条第三項第二号に規定する事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過した土地であること。

七 当該土地を農林地所有権移転等促進事業の用に供する場合（当該土地の利用目的が法第五条第二項第二号ニに掲げる事業の用に供するためのものである場合に限る。）にあつては、当該土地が次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該土地が農業振興地域の整備に関する法律第十条第三項第二号に掲げる土地のうち農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の三第一号ロからニまでのいずれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものであること。

ロ 当該土地が農業振興地域の整備に関する法律第十条第三項第二号に掲げる土地のうち農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の三第一号イ又はホのいずれかに該当する事業が現に施行されている区域内にある土地を含む場合にあつては、あらかじめ、当該事業の施行者から農林地所有権移転等促進事業の実施について同意が得られていること。

八 当該土地が土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、その土地についての農地中間管理

7 市町村が指定市町村である場合における第三項及び前二項の規定の適用については、第三項中「は、次に掲げる要件」とあるのは「は、次に掲げる要件及び第六項に規定する要件（同項第一号及び第二号に係るものに限る。）」と、第五項中「農用地」とあるのは「農用地（農用地区域内の農用地に限る。）」と、前項中「次に」とあるのは「第三号に」とする。

（所有権移転等促進計画の公告）

第九条 市町村は、所有権移転等促進計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。ただし、前条第五項の承認を受けた所有権移転等促進計画について前項の規定による公告を行う場合については、この限りでない。

（公告の効果）

第十条 前条第一項の規定による公告があつたときは、その公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて所有権が移転し、又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転する。

（登記の特例）

第十一条 第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第十二条 第五条第一項の規定により作成された活性化計画に記載された同条第四項第一号に規定する土地を農用地区

権の存続期間が満了しているものであること。

（所有権移転等促進計画の公告）

第十四条 法第九条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項を市町村の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

- 一 所有権移転等促進計画を定めた旨及び当該所有権移転等促進計画（第十一条第二号に掲げる事項を除く。）
- 二 所有権移転等促進計画について法第八条第五項の規定により都道府県知事の承認を受けている場合にあつては、その旨

（所有権移転等促進計画の公告の通知）

第十五条 法第九条第二項の規定による通知は、その通知書に同条第一項の規定による公告をしようとする所有権移転等促進計画及び当該公告の予定年月日を記載した書面を添付してするものとする。

域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

(都市計画法の特例)

第十三条 市街化調整区域内において第五条第一項の規定により作成された活性化計画(同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。次項において同じ。)に従って行われる特定開発行為(都市計画法第三十四条各号に掲げる開発行為に該当するものを除く。)は、同法第三十四条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において第五条第一項の規定により作成された活性化計画に従って行われる建築行為等について、同法第四十三条第一項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

(市民農園整備促進法の特例)

第十四条 第五条第五項の規定により活性化計画にその実施する市民農園(市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第二条第二項に規定する市民農園をいう。)の整備に関する事業が記載された農林漁業団体等は、同法第七条第一項の認定の申請に係る事項が当該事業に係るものであるときは、同項及び同条第二項(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項の一部を省略する手続その他の農林水産省令・国土交通省令で定める簡略化された手続によることができる。

(農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の特例)

第十五条 第五条第五項の規定により活性化計画にその実施する多面的機能発揮促進事業(農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成二十六年法律第七十八号)第三条第三項に規定する多面的機能発揮促進事業をいう。)が記載された農林漁業団体等は、同法第七条第一項の認定

の申請に係る事項が当該事業に係るものであるときは、同条第二項（同項の規定に基づく命令の規定を含む。）の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項の一部を省略する手続その他の農林水産省令で定める簡略化された手続によることができる。

（国等の援助等）

第十六条 国及び地方公共団体は、活性化計画に基づく事業等を実施する者に対し、当該事業等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係農林漁業団体等は、活性化計画の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（法人化の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、農用地の保全を図るための事業その他の定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等の効率的かつ安定的な実施に資するため、当該事業等を実施しようとする団体（法人を除く。）の法人化を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（農地法等による処分についての配慮）

第十八条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、活性化計画の区域内の土地を活性化事業の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該活性化事業の実施の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（国有林野の活用等）

第十九条 国は、活性化計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

2 活性化計画を作成した都道府県又は市町村は、当該活性化計画の達成のため必要があるときは、関係森林管理局長に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることがで

（多面的機能発揮促進事業の事業計画の申請に係る簡略化された手続）

第十六条 法第十五条の農林水産省令で定める簡略化された手続は、都道府県又は市町村が、活性化計画に第二条第五号に掲げる事項を記載した場合においては、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第七条第一項の認定の申請に際し、同法第七条第二項第一号から第三号までに掲げる事項を省略する手続とする。

さる。

(事務の区分)

第二十条 第八条第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。